

千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する 規則（以下「保留地処分規則」という。）の改正について

1 改正の理由

令和6年度より、電子契約が本格導入されることに伴い、県が施行者なる土地区画整理事業に係る保留地売買契約についても、電子契約による契約締結を可能とするため、保留地処分規則を改正するもの。

併せて、規則上の様式について、押印の見直しを行ったため、様式を改正するもの。

2 改正内容

別添新旧対照表のとおり

3 施行日

令和6年4月1日